

名古屋南部地域医療連携推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、名古屋南部地域医療連携推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、名古屋南部の地域を中心とした地域包括ケアを推進するために、趣旨に賛同する入院病床を有する医療機関等が、その方法等を協議する場として設置する。

(事業)

第3条 本会では、地域住民が医療と介護について、高度急性期から急性期・回復期・慢性期・在宅までシームレスに適切な医療サービスを楽しむことができるよう次の事項について協議して事業を推進する。

- ① 各医療機関の病床機能を踏まえた連携
- ② 在宅・介護との連携
- ③ 地域医療構想等の連携推進にかかる情報共有
- ④ 人材育成・研修・研究の推進
- ⑤ 研修会・勉強会・講演会等の開催
- ⑥ その他、連携推進のために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する入院病床を有する医療機関等とする。

- 2 本会への入会および退会については、書面により提出を受け、第7条第1項に規定する役員会で協議の上決定し、全体会議で報告する。
- 3 全体会議には1会員につき複数名で出席することができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置くこととし、代表の選出にあたっては会員の互選により決定する。

代表1名、副代表若干名、幹事若干名

- 2 副代表及び幹事は、代表が指名する。
- 3 代表は、本会を代表し事業を統括する。
- 4 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時には代表の務めを代行する。
- 5 幹事は本会の決定に従い、事業推進に必要な務めを執行する。

(任期)

第6条 役員任期は2年間とするが、再任を防げない。

- 2 任期途中の辞職にともなう補充による役員任期は前任者の残任期間とする。

- 3 役員は任期満了であっても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第7条 会議は、全会員を招集する全体会議と、役員により運営を検討する役員会を置く。

- 2 役員会の専決事項は、第4条第2項の入会・退会の協議決定をするものとし、その他は全体会議で協議して決議する。ただし、書面等による決議を含むものとする。
- 3 全体会議は代表が招集し代表が議長を務め、年1回以上招集する。また、その他必要に応じて代表が随時招集することができる。役員会は必要に応じて代表が随時招集する。
- 4 会議の議決権は、1会員につき1議決とする。ただし同一医療法人等で複数会員がある場合は1法人につき1議決とする。
- 5 会議は会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席した議決権のある会員の過半数をもって決定する。なお、委任状による出席を認める。その際は議事に関する一切の権限を議長に委任する。

(代理出席)

第8条 役員がやむを得ない理由により役員会に出席できないときは、あらかじめ代表の承認を得て、当該施設に所属する者を代理人として出席させることができる。

(会費)

第9条 本会の事業を遂行するために、会費を徴収する。

- 2 本会の適正かつ円滑な運営を行うため随時、会費を徴収することができるものとする。
- 3 会費は、入会費ならびに運営費とし、各々10,000円とする。
- 4 納入した会費は、過誤納による場合を除き、これを返還しないものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局を代表の所属施設に置くこととする。事務局は事務全般を執り行う。

(その他)

第11条 本会則の改正には、会員の3分の2以上の賛同を必要とする。議決には委任状による参加を認める。

附 則

本会則は、平成 29 年 10 月 7 日から施行する。

本会則の一部を改正し、平成 30 年 3 月 24 日から施行する。

本会則の一部を改正し、令和元年 10 月 5 日から施行する。

本会則の一部を改正し、令和 2 年 9 月 10 日から施行する。